

# 評価実施手引書(改訂版)

全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」

(平成14年度着手分)

機構評価者用

平成15年6月

大学評価・学位授与機構

## はじめに

この評価実施手引書は、大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が平成14年度に着手する全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」において、評価の担当者（大学評価委員会委員，専門委員及び評価員）が用いる手引書です。

本手引書は、評価担当者が、大学評価の意義と方法の十分な把握と共通理解の下で職務を遂行できるよう取りまとめたものであり、序章，第1章，第2章，第3章，第4章からなり、序章では、平成14年度に着手する大学評価の基本的な枠組の理解に資するため、別途機構で作成している大学評価実施大綱（「平成14年度に着手する大学評価の内容・方法等について」）の第1章を「序章 平成14年度に着手する大学評価の実施方針」として転載しています。

『第1章 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」の対象及び内容等』では、機構が行う本評価の内容や実施体制等を記載しています。

『第2章 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」の評価方法(1) - 書面調査』，『第3章 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」の評価方法(2) - ヒアリング』及び「第4章 評価結果原案の作成」では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価方法等について記載しています。

また、本手引書の他に、今後、実際の評価作業を行う際の作業マニュアルを作成する予定としています。

なお、本手引書は、機構の評価担当者が用いるものですが、評価の透明性を確保する観点から、機構のウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)に掲載しています。

# 目 次

はじめに	i
序 章 平成14年度に着手する大学評価の実施方針	1
評価の目的	1
評価の基本的な方針	1
1 複数の評価手法に基づく多面的な評価	1
2 目的及び目標に即した評価	2
3 自己評価に基づく評価	3
4 意見の申立て	3
5 評価システムの改善	3
区分ごとの評価の対象	4
評価の対象時期	4
評価の実施体制	4
評価のプロセス	6
評価の結果と公表	7
情報公開	7
第1章 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」の対象及び内容等	8
テーマの概要	8
対象大学等	8
実施時期	8
評価の対象となる活動	9
評価の内容	9
1 実施体制	9
2 活動の内容及び方法	9
3 活動の実績及び効果	9
大学等の自己評価と機構の評価結果	10
実施体制 - 専門委員会，評価チームの役割	12
1 専門委員会	12
2 評価チーム	12
3 専門委員会委員及び評価員に係る留意事項	12
目的及び目標に関する事前調査	12
評価のプロセス	13
1 専門委員会における評価のプロセス	13
2 評価チームにおける評価のプロセス	13
3 評価のプロセスの全体像	13

第2章	全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」の評価方法(1)	
	- 書面調査	15
	書面調査の実施体制及び方法等	15
1	書面調査の実施体制	15
2	書面調査の実施方法等	15
	「目的及び目標」と「評価の対象となる活動及び目標」の確認	15
1	目的及び目標の理解	15
2	明確性及び具体性の確認と再提出	16
3	評価の対象となる活動とその目標の確認	17
	活動の分類及び評価項目ごとの評価	18
1	書面調査による評価	18
2	活動の分類単位の自己評価結果の分析	18
3	評価項目単位の自己評価結果の判断	19
	書面調査段階での評価案の整理	20
	評価の観点及び着目点例	21
	水準の記述法とその考え方	23
第3章	全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」の評価方法(2)	
	- ヒアリング	24
	ヒアリングの実施体制	24
	ヒアリングの目的	24
	ヒアリングの事前準備	24
	ヒアリングの実施方法	25
第4章	評価結果原案の作成	26
	評価結果原案の構成	26
	評価結果の記述	26
	評価結果原案の取扱い	27
資料1	平成14年度着手の評価対象大学等一覧	29
資料2	平成14年度に着手する全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」 実施に係るスケジュール	31
資料3	自己の関係する大学等の取扱い	33
資料4	評価に関する文書・情報の取扱いについて	35
資料5	評価報告書イメージ	37
資料6	大学評価関係法令等	39
資料7	委員名簿	
(1)	大学評価委員会	41
(2)	国際的な連携及び交流活動に関する専門委員会	43

## 序章 平成14年度に着手する大学評価の実施方針

本章は、平成14年度に着手する大学評価の全体の基本的・共通的事柄について記載したものです。内容は、機構で別途作成しました「平成14年度に着手する大学評価の内容・方法等について」の第1章と同じものです。

### 評価の目的

機構は、国立学校設置法に基づき、「大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに(広く社会に)公表すること。」を業務の一つとしています。

機構の行う評価は、同法の趣旨を踏まえ、各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、

教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動(以下「教育研究活動」という。)について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てる

大学等の教育研究活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としています。

### 評価の基本的な方針

#### 1 複数の評価手法に基づく多面的な評価

機構は、評価の目的に沿って、各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくために、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性、国内外の大学の動向などを考慮しながら、次のような複数の評価手法に基づく多面的な評価を行います。

(1) 評価は、大学等の行う多様な教育研究活動について、次の3区分により行います。

大学等の教育研究活動の状況についての全学的な事項に関する評価(全学テーマ別評価)

大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価(分野別教育評価)

大学等の各学部及び各研究科、各附置研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価(分野別研究評価)

(2) 各区分ごとの評価は、大学等における教育研究活動の状況を適切に評価するため、複数の評価項目を設定して行います。

(3) 評価の手法としては、大学等から提出された自己評価書と併せて、独自に調査・収集する

資料・データに基づき分析する書面調査と評価区分に応じてヒアリング又は訪問調査を行います。

平成14年度着手の評価では、機構独自の調査・資料収集は、機構が評価する上で、大学等の自己評価で根拠とした資料・データでは不足する場合に、それらを大学等に求める形で行います。

(4) 平成14年度に着手する評価の区分ごとの評価項目及び評価手法は、下表のとおりです。

評価区分	評価項目	評価手法
全学テーマ別評価	(1)実施体制 (2)活動の内容及び方法 (3)活動の実績及び効果	書面調査及びヒアリング
分野別教育評価	(1)教育の実施体制 (2)教育内容面での取組 (3)教育方法及び成績評価面での取組 (4)教育の達成状況 (5)学習に対する支援 (6)教育の質の向上及び改善のためのシステム	書面調査及び訪問調査
分野別研究評価	(1)研究体制及び研究支援体制 (2)研究内容及び水準 (3)研究の社会(社会・経済・文化)的效果 (4)諸施策及び諸機能の達成状況 (5)研究の質の向上及び改善のためのシステム	書面調査及びヒアリング (総合科学は、書面調査及び訪問調査)

## 2 目的及び目標に即した評価

(1) 機構の行う評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育研究活動に関して大学等が有する「目的」及び「目標」に即して行います。そのため、目的及び目標は大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に整理されていることが前提となります。

機構では、これらのことを十分配慮して、大学等の行う教育研究活動が「目的」及び「目標」の実現に貢献するものであるか、また、当該活動の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行います。

(2) 機構の行う評価における「目的」とは、大学等が教育研究活動を実施する全体的な意図を指します。一般的には、教育研究活動を実施する上での基本的な方針、提供する内容及び方法の基本的な性格、当該活動を通じて達成しようとしている基本的な成果について示されている必要があります。

また、「目標」とは、「目的」で示された意図を実現するための具体的な課題を指します。

(3) 平成14年度着手の評価は、試行的実施期間中に行われるものであることから、各大学等

における明確かつ具体的な目的及び目標の整理に役立てることを目的として、大学等からの自己評価書の提出に先だって評価の前提となる各大学等の目的及び目標について事前調査します。そこでは記述の工夫の状況について整理・分析します。その結果については、全般的な傾向や特徴を含めて対象大学等にフィードバックします。

### 3 自己評価に基づく評価

機構の評価は、教育研究活動の個性化や質的充実に向けた大学等の主体的な取組を支援・促進するためのものです。この目的を、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す評価の枠組みに基づき、大学等が自ら評価を行うことが重要です。

このため、機構の行う評価は、国立学校設置法施行規則に基づき、大学等が行う自己評価の結果(大学等の自己評価で根拠として提出された資料・データを含みます。)を分析し、その結果を踏まえて行います。

### 4 意見の申立て

機構の行う評価においては、評価の結果が大学等における教育研究活動の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく当該結果の正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、機構は、国立学校設置法施行規則に基づき、評価結果を確定する前に、評価結果を対象大学等に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。また、申立てと対応の内容は、評価報告書に記載します。

### 5 評価システムの改善

機構の評価は、平成12年度着手分から平成14年度着手分までは必要な態勢を整えるための試行的実施期間として、対象分野や対象機関数を絞って実施することとしています。

機構では、この試行的実施期間における評価の経験や評価の対象となった大学等の意見を踏まえつつ、大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう、常により良い大学評価システムの構築に向け、その改善に努めます。

## 区分ごとの評価の対象

- (1) 機構が行う評価は、国立学校設置法施行規則に基づき、評価の区分(実施するテーマ及び分野)ごとに、設置者から要請があった大学等を対象とします。
- (2) **全学テーマ別評価**の対象となるテーマは、教育活動や研究活動のみならず、全学的な大学運営や社会貢献活動など、大学等の諸活動の多様な側面について、個別の学部や研究科等の課題にとどまらない、大学等の全学的(全機関的)な課題とします。各年度に着手するテーマについては、大学改革の動向、社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘案して設定します。  
平成14年度に着手する全学テーマ別評価は、「国際的な連携及び交流活動」をテーマとして実施します。
- (3) **分野別教育評価及び分野別研究評価**については、試行的実施期間において9分野を実施することとしており、平成14年度に着手する評価では、「人文学系」、「経済学系」、「農学系」、「総合科学」の4つの学問分野を対象として実施します。

## 評価の対象時期

機構の実施する評価は、大学等の現在の活動状況について行います。この場合、これまでの状況の分析を通じて行う必要があります。この評価では、原則として過去5年間の状況を対象とします。

なお、この分析の対象とする期間は、評価の区分、実施するテーマ及び分野、あるいは評価項目などの特性によっては変更されることがあります。

## 評価の実施体制

- (1) 評価を実施するに当たっては、国公立大学等の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる**大学評価委員会**の下に、テーマ及び学問分野ごとに、大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家等からなる**専門委員会**を設置します。

大学等の教育研究活動については、多面的な評価が必要であること、分野における専門領域が多様であること、さらには対象機関(組織)が多数となることなどから、必要に応じて、当該テーマ・分野の専門家を**評価員**として任命します。

これらの大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員は、国公立大学等の関係団体、学協会及び経済団体をはじめ広く推薦を求め、その中から運営委員会等の議を経て決定します。

また、具体的な評価を行うに際しては、専門委員会の委員(及び評価員)による**評価チーム**を編成します。なお、分野別研究評価においては、評価チームのほかに分野ごとに個別の研究活

動を評価するため、各対象領域ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する部会を設置します。

- (2) 機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価担当者（専門委員会の委員及び評価員）が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を行います。

## 評価のプロセス

平成14年12月

評価の内容・方法の決定

大学評価委員会及び専門委員会において、評価の実施方針及び具体的な評価の内容・方法を決定し、評価を実施するための要項として、大学等へ通知します。

平成15年1月～7月

大学等における自己評価

大学等は、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。

機構は、大学等における目的及び目標の整理に役立てるために、大学等が自己評価書を提出するに先だって、目的及び目標に関する事前調査を行い、その結果の全般的な傾向や特徴を対象大学等にフィードバック(5月末)します。

平成15年8月～平成16年1月

機構における評価の実施

機構では、専門委員会の下に組織された評価チームや部会において、大学等から提出された自己評価書の書面調査、ヒアリング又は訪問調査を通じて評価を行い、その内容を基に専門委員会において評価結果案を作成します。

評価結果案は、大学評価委員会において、評価結果として取りまとめられます。

機構は、評価結果を確定する前に対象大学等に通知します。

平成16年2月

意見の申立て

対象大学等は、機構から通知された評価結果に対して意見があれば申立てを行います。

平成16年3月

評価結果の確定

機構は、評価結果に対する意見の申立てがあった場合には、大学評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、大学等及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。

## 評価の結果と公表

- (1) 評価の結果は、「評価項目ごとの評価結果」及びそれらを要約した「評価結果の概要」並びに「意見の申立て」によって示します。  
これらのうち、評価項目ごとの評価結果は、次のとおり示します。  
各評価項目ごとに、取組や活動等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかなどについて、取組や活動等の状況や貢献等の程度（水準）がわかる形で、根拠・理由とともに記述します。  
それらの取組や活動等の中から特に優れた点や問題点等を取り上げ、根拠・理由とともに記述します。
- (2) 評価報告書は、対象大学等ごとに評価の結果とともに「機構が行う大学評価の概要」、「対象大学等の概要（現況及び特徴）」、「目的及び目標」、「特記事項」をまとめた上（別紙3「評価報告書イメージ」参照）で、対象大学等及びその設置者に提供します。また、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。
- (3) また、評価結果の全般的な概要や評価実施上の課題と対応などを取りまとめた「大学評価の結果について（オーバービュー）」（仮称）を作成し、評価結果を分かりやすく社会に示します。

## 情報公開

- (1) 機構は、社会と大学等の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常によりよいシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価に関して保有する情報は、可能な限り、適切な方法により提供するよう努めます。
- (2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」という。）により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。  
ただし、大学等から提出され、機構が保有することとなった行政文書については、情報公開法に基づき当該大学等と協議します。

## 第 1 章 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」の対象及び内容等

本章は、機構が平成 14 年度に着手する『全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」』の対象及び内容等について記載したものであり、「テーマの概要」、「対象大学等」、「実施時期」、「評価の対象となる活動」、「評価の内容」、「大学等の自己評価と機構の評価結果」、「実施体制 - 専門委員会、評価チームの役割」、「目的及び目標の事前調査」及び「評価のプロセス」から構成されています。

### テーマの概要

今後の 21 世紀の世界は、社会、経済、文化等の地球規模での交流がますます進展し、国際的な協調、共生関係が増大する一方で、国際的な競争も激化する時代になると予測されています。このような趨勢の中で、大学等に対しても、国際的な通用性を高めつつ、より一層世界に開かれた機関となることが期待されており、教育研究活動を基盤とした国際的な連携や交流活動の一層の推進が求められてきています。例えば、教育面では、学生の相互交流による異文化理解と友好の増進や、人材育成を通じた知的国際貢献の促進などが要請されています。また、研究面では、それぞれの分野において世界をリードする研究の推進が期待されており、国際的な共同研究や個々の研究者の一層の交流が望まれています。さらに、開発途上国等に対する国際協力に大学等として主体的に参画することも望まれています。

本評価においては、このような社会的要請の状況の中、大学等全体に関わる課題として「国際的な連携及び交流活動」をテーマとして設定し、大学等の行うそれらの活動について評価を行うことにより教育研究活動等の改善に役立て、また、それらの活動の状況や成果を社会に分かりやすく公表しようとするものです。

### 対象大学等

設置者から要請のあった全国立大学（97 大学）及び大学共同利用機関（総合地球環境学研究所を除く 14 機関）並びに公立大学の一部（4 大学）を評価の対象とします。

（資料 1 「平成 14 年度着手の評価対象大学等一覧」(p.29) 参照）

### 実施時期

平成 14 年 12 月	大学等への自己評価実施要項の通知
平成 15 年 1 月	大学等への説明会の開催
〃 4 月中旬	大学等から目的及び目標に関する事前調査回答の提出
〃 5 月末	事前調査結果の大学等へのフィードバック
〃 7 月末	大学等から自己評価書の提出
〃 8 月～	書面調査及びヒアリングの実施
平成 16 年 1 月	評価結果を確定する前に当該大学等に通知
〃 2 月	大学等から意見の申立て
〃 3 月	評価結果の確定、公表

（資料 2 『平成 14 年度に着手する全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」実施に係るスケジュール』(p.31) 参照）

## 評価の対象となる活動

- 1 本評価は、「テーマの概要」で示した趣旨等に沿った国際的な連携及び交流に関する活動のうち、「全学的（全機関的）な方針の下に行われている活動」（以下「国際連携活動」という。）を対象として行います。
- 2 この評価では、上記1により対象となった活動のうち、国際的な連携や交流の側面を主として評価を行うこととなります。したがって、例えば、「国際共同研究の実施」における評価として、個々の共同研究の成果（論文等の業績）に基づいた研究目標の達成状況等の評価が考えられますが、このような面は、機構が別に行う「分野別研究評価」において評価します。  
また、外国人留学生に関する評価においては、目的及び目標によっては、留学生の受入れに関する状況のほかに、例えば、留学生に対する教育内容や学習指導上の工夫の状況、成績評価や学位授与の状況などについても評価することが適切な場合があります。このような場合は、その教育活動の一部を必要に応じて評価することができますが、留学生に対する教育活動は、原則として「分野別教育評価」において評価を行うこととなります。
- 3 機構においては、全学テーマ別評価として、平成12年度着手の「教育サービス面における社会貢献」、平成13年度着手の「研究活動面における社会との連携及び協力」などの評価を既に行っていますが、これらの評価において対象となった活動の中には、「国際連携活動」の側面を有するものも考えられます。そのような活動を本評価で取り上げることを妨げるものではありませんが、その場合には、本評価の対象として、国際的な連携及び交流の視点から整理する必要があります。

## 評価の内容

本評価は、大学等において行われている「国際連携活動」の状況について、その個々の活動が有する目標に照らして、次の評価項目ごとに行います。

### 1 実施体制

この項目では、個々の活動を実施するための体制が適切に整備されているか、また、その体制が機能しているか、個々の活動の目標や趣旨が適切に周知・公表されているか、個々の活動の状況や問題点等を把握し、その問題点等を改善に結びつけるシステムが適切に整備されているか、また、そのシステムが円滑に機能しているかについて評価します。

### 2 活動の内容及び方法

この項目では、個々の活動を実施するための必要な計画が明確に策定されているか、また、活動の内容が適切なものとなっているか、個々の活動を実施するための有効な方法が採られているかについて評価します。

### 3 活動の実績及び効果

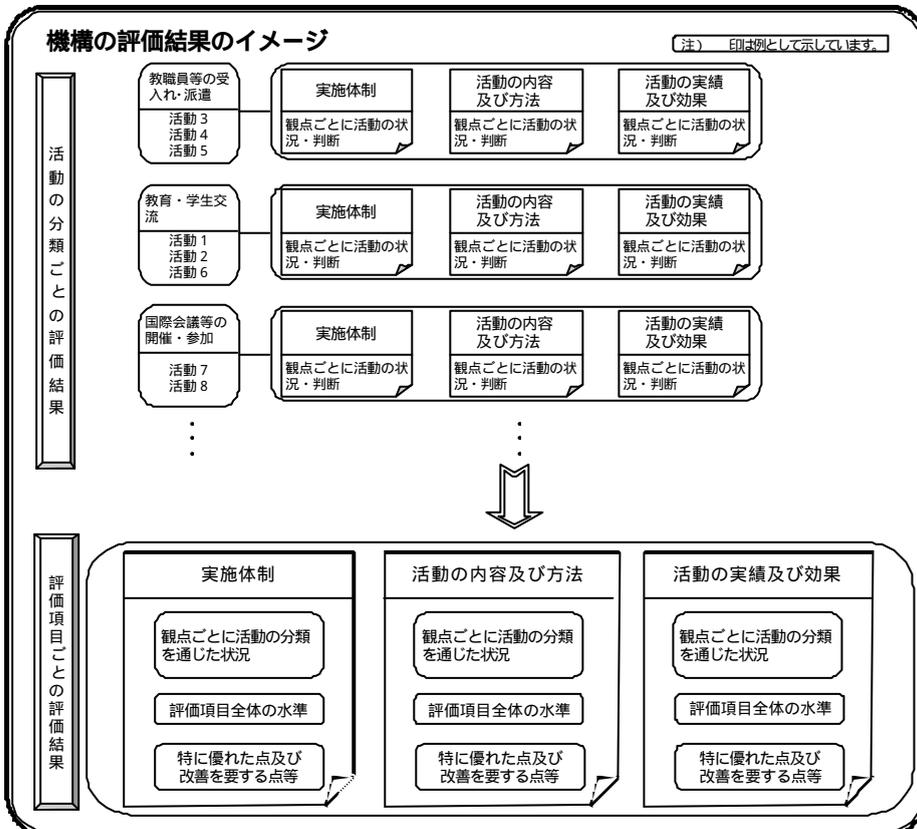
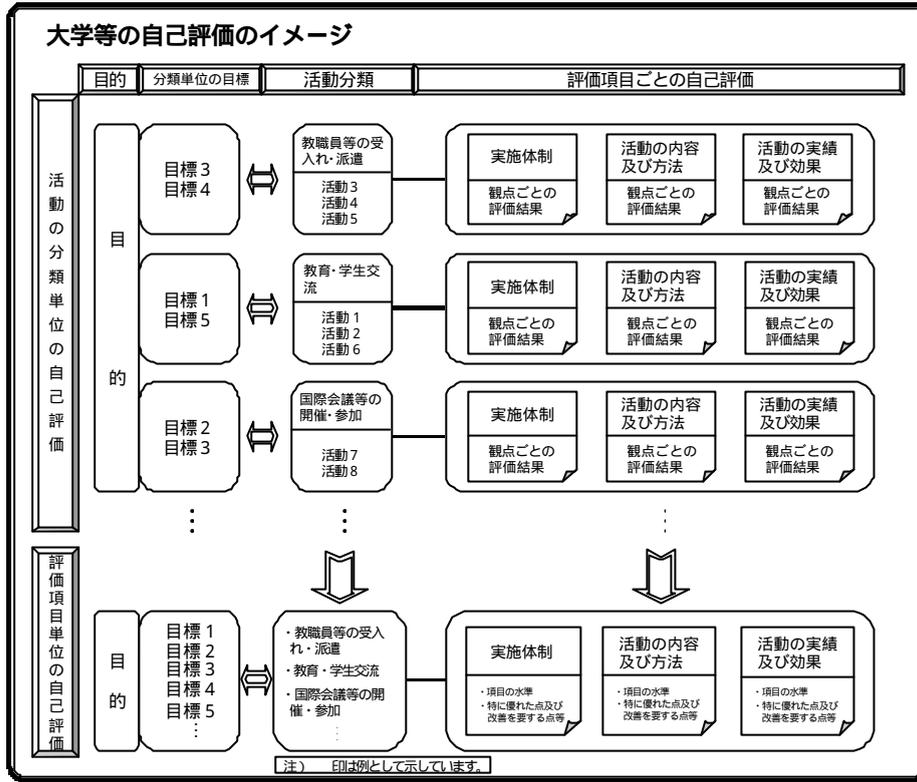
この項目では、個々の活動の目標で意図する実績がどの程度挙げられたか、個々の活動を実施したことによってどの程度効果が挙げられたかについて評価します。

## 大学等の自己評価と機構の評価結果

大学等においては、評価の対象となる活動をその意図や趣旨により分類した上で、その分類を単位として、本章の「評価の内容」の各評価項目ごとに行う活動の分類単位の自己評価、及び、活動の分類単位の自己評価結果を各評価項目ごとに見た、「水準」と「特に優れた点及び改善を要する点等」を判断する評価項目単位の自己評価を行い、それらの結果を自己評価書として取りまとめ機構に提出します。

機構では、大学等から自己評価書として提出される「活動の分類単位の自己評価」及び「評価項目単位の自己評価」を分析・調査した上で、各活動の分類及び各評価項目ごとに評価結果を作成します。

# 大学等の自己評価と機構の評価結果のイメージの関係図



## 実施体制 - 専門委員会，評価チームの役割

### 1 専門委員会

- (1) 大学評価委員会で決定された評価の実施方針に基づき、「国際的な連携及び交流活動」の評価に必要な評価の方法，手順，基準等の基本的事項を定め，評価担当者に対し研修を実施するとともに，実際に評価作業を担う評価チーム（専門委員会委員及び評価員で構成）を編成し，各評価チームの分担を決定します。
- (2) 書面調査，ヒアリングなどの評価作業全般を統括するとともに，各評価チームが作成する評価結果原案を審議し，評価報告書原案として取りまとめた上，大学評価委員会へ報告します。  
また，評価結果に対して対象大学等から意見の申立てがあった場合は，大学評価委員会からの要請に応じ，申立てへの対応を検討し，その結果を同委員会へ報告することになります。
- (3) 専門委員会の下に専門委員会主査及び副主査並びに各評価チームの主査を構成員とする「評価チーム主査会議」を設置し，評価チーム間の横断的な事項や評価結果原案の調整等を行います。

### 2 評価チーム

- (1) 評価チームは，書面調査及びヒアリングを実施した上で，その結果に基づき，「評価結果原案」を作成し，専門委員会へ提出します。
- (2) 評価チームに主査及び副主査を置き，専門委員会委員の中から専門委員会主査が指名します。評価チーム主査は評価チーム内の連絡調整及び機構との連絡調整を行い，評価チーム副主査は評価チーム主査を補佐します。

### 3 専門委員会委員及び評価員に係る留意事項

- (1) 専門委員会委員及び評価員は，自己の関係する大学等の評価に参画できないこととしております。（資料3「自己の関係する大学等の取扱い」(p.33)参照）
- (2) 専門委員会委員及び評価員は，専門委員会及び評価チームで知り得た個人情報及び大学等の評価内容に係る情報等については，外部へ漏らすことのないよう十分留意する必要があります。（資料4「評価に関する文書・情報の取扱いについて」(p.35)参照）

## 目的及び目標に関する事前調査

この評価は，試行的実施期間中に行われるものであることから，自己評価書の提出に先だち，各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の整理に役立てることを目的として，評価の前提となる目的及び目標について事前調査を実施します。

専門委員会においては，大学等から提出のあった事前調査に関し，明確かつ具体的な記述の工夫の状況について整理・分析し，その全般的な傾向や特徴を取りまとめ大学評価委員会に報告します。

## 評価のプロセス

### 1 専門委員会における評価のプロセス

- (1) 専門委員会は、書面調査及びヒアリングの方針を立て、双方の基本的な方法や手順について決定した上で、後記「2 評価チームにおける評価のプロセス」にあるように、評価チームごとに評価を行います。
- (2) 専門委員会は、評価チームから提出された評価結果原案を審議・決定し、評価報告書原案として大学評価委員会へ提出します。
- (3) 専門委員会は、「評価報告書原案」報告後、対象大学等から意見の申立てがあった場合で、大学評価委員会から意見を求められた場合は、申立ての対応を検討し、大学評価委員会へその結果を報告します。

### 2 評価チームにおける評価のプロセス

評価チームにおける評価のプロセスは、「書面調査の実施」、「ヒアリングの実施」及び「評価結果原案の作成」からなり、以下のとおり行います。

#### (1) 書面調査の実施

評価チームは、大学等から提出された自己評価書（根拠となるデータ等を含む。以下同じ。）を分析・調査して行う書面調査を実施します。

評価チームの書面調査は、本章の「評価の内容」に示したとおり、次に掲げる3つの評価項目について行います。

- 1) 実施体制
- 2) 活動の内容及び方法
- 3) 活動の実績及び効果

評価チームは、書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査段階での評価案を整理します。また、この評価案を踏まえたヒアリングでの調査内容の検討・整理を行います。

#### (2) ヒアリングの実施

評価チームは、書面調査段階での評価案を取りまとめた後に、書面調査では確認できなかった事項について、ヒアリング（面接調査）を行います。

#### (3) 評価結果原案の作成

評価チームは、書面調査段階での評価案をヒアリングで得られた知見によって、修正又は加筆のうえ、評価チームとしての評価結果原案を作成し、専門委員会へ提出します。

### 3 評価のプロセスの全体像

全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」における評価のプロセスの全体像は、次ページのとおりで。

# 専門委員会及び評価チーム評価のプロセス

専 門 委 員 会

書面調査・ヒアリングの基本的な方法や手順の決定  
 評価チームの編成  
 担当大学等の決定  
 評価チーム主査，副主査の決定

評 価 チーム 打 合 せ

役割分担（担当大学等の分担）の決定  
 書面調査の具体的な進め方の確認（研修）

←----- 自己評価書の提出

評 価 担 当 者 個 々 に お け る 書 面 調 査

評 価 チーム 打 合 せ

目的及び目標の明確性，具体性の確認  
 評価観点の検討  
 評価項目ごとの評価の検討  
 評価の過程での問題点等の審議

評 価 チーム 主 査 会 議

評価の過程での問題点等の審議  
 ヒアリングでの確認事項の整理

評 価 チーム 打 合 せ

書面調査段階での評価案の整理  
 ヒアリングでの確認事項の決定  
 ヒアリングでの役割分担の決定

専 門 委 員 会

書面調査段階での評価案の審議・決定

ヒ ア リ ン グ

書面調査の補足調査  
 評価案の検討

評 価 結 果 原 案 の 作 成

書面調査段階での評価案を加筆・修正

専 門 委 員 会

評価報告書原案の審議・決定

大 学 評 価 委 員 会

**【凡例】**

…… 評価チーム又は評価担当者個々の評価活動を示す。

…… 専門委員会又は評価チーム主査会議での評価活動を示す。

## 第2章 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」の評価方法(1) - 書面調査

本章は、全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」の評価方法である「書面調査」及び「ヒアリング」のうち、評価チームの行う「書面調査」について記載しており、「書面調査の実施体制及び方法等」、「目的及び目標」と「評価の対象となる活動及び目標」の確認、「活動の分類及び評価項目ごとの評価」、「書面調査段階での評価案の整理」、「評価の観点及び着目点例」及び「水準の記述法とその考え方」から構成されています。

### 書面調査の実施体制及び方法等

#### 1 書面調査の実施体制

- (1) 書面調査は、専門委員会で編成された評価チームごとに行います。
- (2) 評価チームは、専門委員会で決定された書面調査の方針を踏まえ、各評価担当者の役割や分担について決定し、担当大学等の評価を行います。

#### 2 書面調査の実施方法等

- (1) 書面調査は、大学等の自己評価書に記載された目的及び目標に即して、自己評価結果とその根拠となるデータ等（機構が独自に調査・収集した資料・データを含む。）を分析・調査することにより行います。
- (2) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となるデータ等が不十分な場合（後記する目的及び目標の再提出の依頼を含む。）は、必ず評価チーム内で意見調整をした上で必要な措置を講じます。

なお、その措置の手続きは、原則として機構の評価事業部を經由して文書により行い、大学等からも文書による回答を求めます。

### 「目的及び目標」と「評価の対象となる活動及び目標」の確認

#### 1 目的及び目標の理解

書面調査に入る前に、本評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、大学等が有する「目的」及び「目標」に即して実施するため、まず、その目的及び目標について十分な理解が必要です。そのためには、自己評価書に記載された「対象機関の概要」で大学等の全体像をとらえた上で、「目的」では、大学等が行う教育、研究、社会貢献活動等の中における「国際連携活動」の位置付けと「国際的な連携及び交流」に対する大学等としての基本的な方針、活動を通じて達成しようとしている基本的な成果などについて、大学等の全体的な意図を理解する必要があります。また、「目標」では、個々の「国際連携活動」が連携及び交流の面で目指している成果（意図する効果などを含む。）を理解する必要があります。

特に、「目標」は、個々の国際連携活動の評価を行う上での直接的な評価基準となりますので、

後述する自己評価書の「対象となる活動及び目標の分類整理表」において、個々の活動ごとの目標を確認する必要があります。

## 2 明確性及び具体性の確認と再提出

自己評価書に記載された「目的」、「目標」及び「対象となる活動及び目標の分類整理表」により、「目的」及び「目標」を理解した後、その内容が明確かつ具体的であるかについて確認します。

この確認は、目的及び目標そのものを評価するわけではなく、あくまで目的及び目標に即して実際に評価できるかという点がポイントになります。

その際、目的及び目標だけで確認を行うのではなく、大学等の自己評価書全体に目を通した上で判断し、評価が可能であると認められる場合は、目的及び目標の再提出は求めないこととします。

なお、「目的及び目標の明確性、具体性の確認」は、書面調査と併せて評価チームにおいて行います。

参考として、以下に大学等が目的及び目標を整理する際の視点を示しますので、これらを考慮しつつ確認する必要があります。

### 【参考】

#### — 目的及び目標の確認に当たっての視点 —

##### (1) 各大学等有している条件等からの視点

大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件、さらには将来計画等を考慮することにより、目的及び目標にそれぞれ独自性を持たせることができます。

なお、この趣旨は、これらの諸条件等そのものを目的及び目標として記述することではないことに留意してください。

##### (2) 社会的要請等からの視点

第1章の「テーマの概要」に既述したとおり、大学等に対しては、国際的な通用性を高めつつ、より一層世界に開かれた機関となることが社会から期待されており、教育研究活動を基盤として国際的な連携や交流活動の一層の推進が求められています。

これらの要請に対して、各大学等の行う国際連携活動が、いかなる学問的・社会的要請に応えるものであるか、さらには国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性、国内外の大学の動向等の関係でどのような意味を持っているのかなどについて、前記(1)に示す視点を踏まえながら示すことにより、目的及び目標に明確性や具体性を持たせることができます。

##### (3) 現在の活動の意図や趣旨としての視点

「目的」及び「目標」は、大学等が現に有している目的及び目標を整理するとともに、この評価では、現在の活動の状況を、原則として過去5年間の状況の分析を通じて行うこととしていることから、この期間における活動を基に、現在行っている活動の意図や趣旨を整理し、表すことが基本となります。なお、既に行っている個々の活動の状況そのものや、将来的に行おうとしている活動の意図や趣旨を整理し、表すものではありません。

### 3 評価の対象となる活動とその目標の確認

書面調査に入る前の次の段階として、本評価の自己評価の基本的な単位は個々の活動(以下「個別活動」という。)であり、自己評価はその活動が有する目標に照らして行われているため、各大学等の評価の対象となる活動とその目標について確認する必要があります。

具体的には、自己評価書の「対象となる活動及び目標の分類整理表」により確認することとなりますが、この「対象となる活動及び目標の分類整理表」は、各大学等において、評価の対象となる個別活動を下表の「活動の分類例及び個別活動例」を参考に整理されたものです。

なお、「評価の対象となる活動とその目標」の確認についても、書面調査と併せて評価チームにおいて行います。

#### 「活動の分類例及び個別活動例」

活動の分類例(活動分野)	個別活動例(分類例に属する個々の活動)
教職員等の受入れ・派遣	外国人研究者の受入れ(研究者, 研究員, 受託研修員等) 外国人教員, 客員研究員等の任用 外国人研究者等に対する各種支援 教職員の派遣(在外研究員, 派遣研究員, 国際交流協定による教職員の派遣等) その他, 「教職員等の受入れ・派遣」に属する個別活動
教育・学生交流	海外の大学・機関等との教育交流活動 外国人留学生の受入れ(国費, 政府派遣, 私費, 国際交流協定による短期留学生等) 外国人留学生に対する各種支援 地域との連携を意図した外国人留学生交流支援 学生の海外留学(国費, 外国政府招へい, 国際交流協定による学生の海外留学等) 外国人留学生の交流ネットワークの構築(卒業後の外国人留学生含む。) その他, 「教育・学生交流」に属する個別活動
国際会議等の開催・参加	国際研究集会 国際交流協定による国際会議, シンポジウム 国際学術組織との交流によるセミナー, ワークショップ その他, 「国際会議等の開催・参加」に属する個別活動
国際共同研究の実施・参画	国際共同研究事業(各種団体等) 政府間協定に基づく国際共同研究 科学研究費補助金による国際共同研究 国際交流協定による国際共同研究 その他, 「国際共同研究の実施・参画」に属する個別活動
開発途上国等への国際協力	国, 地方自治体等が行う技術協力事業への参加(プロジェクト支援, 専門家派遣, 技術研修等) 大学等独自の開発途上国等への国際教育協力 国際機関等との事業への参加及び共同実施 学生の国際協力活動参加への支援 その他, 「開発途上国等への国際協力」に属する個別活動

## 活動の分類及び評価項目ごとの評価

### 1 書面調査による評価

(1) 評価チームは、「目的及び目標」及び「評価の対象となる活動とその目標」を理解・確認した上で、書面調査による活動の分類及び評価項目ごとの評価を実施します。

具体的には、大学等から提出された自己評価書の「活動の分類単位の自己評価結果」及び「評価項目単位の自己評価結果」について、目標等に照らして、活動の分類及び評価項目ごとに自己評価結果とその根拠となるデータ等により分析・調査及び判断を行います。

(2) 評価チームは、書面調査による評価をヒアリング前までに終了させます。

### 2 活動の分類単位の自己評価結果の分析

「活動の分類単位の自己評価結果の分析」は、前記1(1)のとおり大学等の「活動の分類単位の自己評価結果」を分析することとなります。その内容は、活動の分類を単位として評価項目(「実施体制」、「活動の内容及び方法」、「活動の実績及び効果」)ごとに、個別活動の状況について、自己評価がなされていますので、評価チームは、その結果を個別活動が有する目標に照らして、根拠となるデータ等(機構が独自に調査・収集する資料・データを含む。)により分析・調査を行ってください。

具体的には、次に示す「評価の観点の確認等」、「観点ごとの自己評価結果の分析」及び「補足説明事項の確認」の流れで行うこととなります。

#### (1) 評価の観点の確認等

活動の分類ごとに整理された個別活動の目標を踏まえた上で、活動の分類ごとに、各評価項目で設定した観点について必要不可欠な観点が設定されているか確認します。(評価の観点は、目標に照らして評価を行う際に、どのような面を見れば、当該評価項目で評価すべき取組等の状況が判断できるかを示すものです。)

確認にあたっては、今回の各評価項目において、その評価内容から必要と思われる標準的な観点例を「評価の観点及び着目点の例」(p.21 参照)で示していますので、その観点例に照らして確認します。

その結果、観点例で示した観点が設定されておらず、後記「補足説明事項」に観点例を用いなかった理由が付されていない場合は、該当する観点例を観点として設定します。また、観点例以外で目標に照らして必要不可欠な観点が不足している場合や、設定されている観点到調整が必要であると判断した場合は、適切な観点を設定することとなります。(以下「新たに設定した観点」という。)

なお、観点例以外の観点が設定されている場合についても、後記「補足説明事項」にその観点を付した意図が付されているか、確認してください。

#### (2) 観点ごとの自己評価結果の分析

観点ごとの自己評価結果は、当該観点に関する状況を、分類単位に含まれる活動や取組の状況について、着目点(当該観点により評価を行う際の視点)ごとの分析を通じて、目標に照らして判断されています。活動や取組の状況及びどのような着目点が取り上げられているかを確認した上で、それらが着目点に関してどのような状況であるかを、自己評価書の根拠資料・データ等で確認しつつ分析を行います。その結果に基づいて、当該観点到

関する状況の程度を目標に照らして「優れている」、「相応である」、「問題がある」により判断してください。

なお、根拠資料・データが不足したり、記述が不明瞭で活動の状況に不明な点がある場合で分析ができない場合には、「分析不能」としてください。

また、新たに設定した観点については、着目点も併せて設定し、同様に分析し、判断してください。

分析の際、後記「3 評価項目単位の自己評価結果の判断 (2)特に優れた点及び改善を要する点等の判断」の内容を確認した上で、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点について、抽出してください。

なお、不明な点や自己評価の根拠資料・データに不足が生じる場合の問題点等は、所定の手続きに従い、措置を講ずることになります。(「 書面調査の実施体制及び方法等 2 書面調査の実施方法等(2)」(p.15)参照。)

### (3) 補足説明事項の確認

「活動の分類単位の自己評価結果」には、補足説明事項として、活動の分類を単位として評価項目ごとに、次の事項について該当する事項が記述されていますので、自己評価結果を分析する際の参考にしてください。

自己評価において根拠資料・データ等の不足により十分な評価ができなかった場合の当該事項に対する今後の対処の見通し

観点ごとの自己評価において「優れている」又は「相応である」の判断であるが、さらなる改善の必要性が認められる場合の当該事項に関する状況

観点例に示した観点以外の観点により評価した場合の当該観点をういた意図及び観点例に示された観点の全部又は一部を用いなかった場合の理由  
など

## 3 評価項目単位の自己評価結果の判断

「評価項目単位の自己評価結果の判断」は、前記1(1)のとおり大学等の「評価項目単位の自己評価結果」を分析し、判断することとなります。その内容は、「国際連携活動」全体の目的及び目標に照らして、「活動の分類単位の自己評価」の結果が総体的に判断されていますので、評価チームは、先に行った「活動の分類単位の自己評価結果の分析」の分析結果を総体的に見て判断してください。

具体的には、次に示す「評価項目ごとの水準の判断」、「特に優れた点及び改善を要する点等の判断」の流れで行うこととなります。

### (1) 評価項目ごとの水準の判断

評価項目ごとの水準は、前記2「(2) 観点ごとの自己評価」の結果等を総体的に見て、後記「 水準の記述法とその考え方」(p.23 参照)により判断してください。

### (2) 特に優れた点及び改善を要する点等の判断

特に優れた点及び改善を要する点等は、前記2「(2) 観点ごとの自己評価結果の分析」で分析したものの中から、特に重要な点を「特色ある取組」、「特に優れた点」、「改善を要する点」、「問題点」として判断してください。(前記「2 活動の分類単位の自己評価結果の分析 (2)観点ごとの自己評価結果の分析」参照)

なお、特に優れた点及び改善を要する点等の判断は、次の考え方を参考にしてください。

特色ある取組	当該大学等の人的，物的等の諸条件を有効に生かした特徴的な取組であると判断できる場合などに用います。
特に優れた点	目的及び目標に照らして、特に優れていると判断できる場合などに用い、一般的には、「観点ごとの自己評価」で「優れている」と判断した中から取り上げられることが考えられます。
改善を要する点	目的及び目標の内容，取組の状況等から見て、工夫や努力等により改善が図れると判断できる場合などに用い、一般的には、「観点ごとの自己評価」で「問題がある」と判断した中から取り上げられることが考えられます。
問題点	目的及び目標の内容，取組の状況等から見て、抜本的な改善が必要となる等、直ちに改善策が見いだせないと判断できる場合などに用い、一般的には、「観点ごとの自己評価」で「問題がある」と判断した中から取り上げられることが考えられます。

## 書面調査段階での評価案の整理

- 1 評価チームは、本章の「活動の分類及び評価項目ごとの評価」で行った書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査段階での評価案を整理し、取りまとめた上で専門委員会に報告します。
- 2 評価チームは、書面調査段階での評価案を踏まえて、次章で説明する「ヒアリング」を実施するに当たって必要な調査内容の検討・整理を行い、取りまとめた上で書面調査段階での評価案と併せて専門委員会に報告します。

## 評価の観点及び着目点例

### 評価観点等の利用に当たっての留意事項

- ここに記載されている評価観点及びその観点の評価に当たっての着目点(以下「観点及び着目点」という。)は、個別活動または活動の分類について各評価項目ごとの評価を行う際に、各評価項目の評価内容を踏まえて必要と思われる標準的なものを示しています。  
観点及び着目点は、各評価項目での取組等の状況の評価を行う際に想定できる全てを表しているものではありませんので、活動の目標等によっては、これら以外の観点及び着目点により評価することが必要な場合があります。
- 根拠資料・データについては、各着目点の状況が具体的に把握でき、かつ、当該着目点による自己評価の結果を裏付けることができるものを自己評価書に記載してください。  
複数の着目点に同一の根拠資料・データを用いる場合は、いずれかを省略しても構いませんが、省略した旨を必ず記載してください。
- ここに記載されている観点は、機構においても、大学等の自己評価結果を分析する際に基本的に用いることとしています。

### 【実施体制】

#### 観点1：実施体制の整備・機能

##### 《評価に当たっての着目点》

活動を実施するために必要な組織が整備され、学内他組織間（部局間・上下組織間・支援組織間等）との連携が図られているか

実施組織は人的規模、バランスに配慮されているか

実施組織間の役割、意思決定プロセス、責任は明確にされ、円滑な運営が行われているか

その他「実施体制の整備・機能」の面を評価する際に必要な着目点

#### 観点2：活動目標の周知・公表

##### 《評価に当たっての着目点》

活動の直接的な担当者への活動の目標や趣旨が、組織的に適切に周知されているか

活動の受け手・学外の活動の関係者等へ活動の目標や趣旨が、組織的に適切に伝えられているか

その他「活動目標の周知・公表」の面を評価する際に必要な着目点

#### 観点3：改善システムの整備・機能

##### 《評価に当たっての着目点》

活動状況や問題点を把握するために、調査、ヒアリングなどの改善のための情報収集が適切に実施されているか

活動状況や問題点の収集した情報を有効に改善に結びつけるシステムが整備されているか

その他「改善システムの整備・機能」の面を評価する際に必要な着目点

## 【活動の内容及び方法】

### 観点1：活動計画・内容

#### 《評価に当たっての着目点》

活動の目標を達成するために、必要な活動計画が実行可能性等を踏まえて、明確に策定されているか

活動の内容が目標との整合性、範囲の適切性、発展性等の面で適切なものとなっているか

その他「活動計画・内容」の面を評価する際に必要な着目点

### 観点2：活動の方法

#### 《評価に当たっての着目点》

活動の目標を達成するために、有効な活動方法が採られているか

資金・環境的資源の獲得の取組が行われているか（資源獲得の努力・工夫・経緯）

IT 利用等による活動方法の効率化に取り組んでいるか

その他「活動の方法」の面を評価する際に必要な着目点

## 【活動の実績及び効果】

### 観点1：活動の実績

#### 《評価に当たっての着目点》

活動の実績から見て、活動が有する目標をどの程度達成したか

活動実績の年次変化（上昇度等）は適切であったか

資金・環境・時間等の投入諸資源に対しての効率性はどの程度であったか

その他「活動の実績」の面を評価する際に必要な着目点

### 観点2：活動の効果

#### 《評価に当たっての着目点》

活動の実施担当者、連携・協力の相手先（活動のサービスを受ける対象者を含む。）の得た成果、満足度はどの程度だったか

社会的ニーズにどの程度応えたか

目的の達成に向けてどの程度貢献したか

その他「活動の効果」の面を評価する際に必要な着目点

## 水準の記述法とその考え方

以下に示す水準の判断の考え方は、各大学等が水準等を判断する際の目安として示しているものです。したがって、自己評価を実施する際には、「国際連携活動」全体の目的及び目標に照らして、「活動の分類単位の自己評価」の結果を総体的に見た上で、評価項目ごとの水準を導き出すこととなりますので、留意してください。

### 【「実施体制」及び「活動の内容及び方法」の評価項目】

水準の記述法	観点ごとの自己評価の分析結果（目安）
目的及び目標の達成に十分に貢献している。	観点ごとの評価において、全般的に優れており、目的及び目標の達成に十分貢献していると判断される場合
目的及び目標の達成におおむね貢献している。	観点ごとの評価において、過半が優れており、かつ、問題がほとんどなく、目的及び目標の達成におおむね貢献していると判断される場合
目的及び目標の達成に相応に貢献している。	観点ごとの評価において、一部に問題があるが、各活動の目標を達成する上で特に支障がなく、目的及び目標の達成に相応に貢献していると判断される場合
目的及び目標の達成にある程度貢献している。	観点ごとの評価において、一部に重要な問題があるが、目的及び目標の達成にある程度貢献していると判断される場合
目的及び目標の達成にほとんど貢献していない。	観点ごとの評価において、多くの問題があり、目的及び目標の達成にほとんど貢献していないと判断される場合

### 【「活動の実績及び効果」の評価項目】

水準の記述法	観点ごとの自己評価の分析結果（目安）
目的及び目標で意図した活動の実績や効果が十分に挙げられている。	観点ごとの評価において、全般的に優れており、目的及び目標で意図した活動の実績や効果が十分に挙げられていると判断される場合
目的及び目標で意図した活動の実績や効果がおおむね挙げられている。	観点ごとの評価において、過半が優れており、かつ、問題がほとんどなく、目的及び目標で意図した活動の実績や効果がおおむね挙げられていると判断される場合
目的及び目標で意図した活動の実績や効果が相応に挙げられている。	観点ごとの評価において、一部に問題があるが、目的及び目標で意図した活動の実績や効果が相応に挙げられていると判断される場合
目的及び目標で意図した活動の実績や効果がある程度挙げられている。	観点ごとの評価において、一部に重要な問題があるが、目的及び目標で意図した活動の実績や効果がある程度挙げられていると判断される場合
目的及び目標で意図した活動の実績や効果がほとんど挙げていない。	観点ごとの評価において、多くの問題があり、目的及び目標で意図した活動の実績や効果がほとんど挙げていないと判断される場合

## 第3章 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」の評価方法(2) - ヒアリング

本章は、全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」の評価方法のうち、評価チームが行うヒアリングの実施方法等について記載しており、「ヒアリングの実施体制」、「ヒアリングの目的」、「ヒアリングの事前準備」及び「ヒアリングの実施方法」から構成されています。

### ヒアリングの実施体制

- 1 ヒアリングは、専門委員会で編成された評価チームごとに行います。
- 2 評価チームにおいては、専門委員会で決定されたヒアリングの方針を踏まえ、各評価担当者の役割や分担について決定し、担当大学等のヒアリングを行います。

### ヒアリングの目的

ヒアリングは、評価チームにおいて、評価結果原案の取りまとめに当たり、書面調査で確認できなかった事項について、対象大学等の関係者への面接調査により確認することを目的として実施します。

この際、評価結果の確定を円滑に行うため、書面調査段階での評価案に対する意見を併せて聴取することにより、対象大学等の関係者との共通理解を図ります。

評価チームにおいては、この調査結果と書面調査の結果から総合的に判断し、評価結果原案を取りまとめることとなります。

### ヒアリングの事前準備

- 1 評価チームは、ヒアリングにおける確認事項及び書面調査段階での評価案の確認を行い、担当大学等に対して事前に通知し、説明又は関係データ等提出の準備を依頼します。
- 2 評価チームは、事前にヒアリング当日における役割として、進行役、確認事項担当等の分担を決めます。
- 3 ヒアリングは、原則として、大学評価・学位授与機構（東京都）を会場として実施します。なお、具体の日程についても、専門委員会において、各大学等及び評価担当者と調整の上、決定されます。

## ヒアリングの実施方法

- 1 ヒアリングでは、前記 の(1) により、事前に通知してある確認事項について、大学等の関係者から、説明又は資料・データの提供を受けるとともに書面調査段階での評価案に対する意見を聴取します。
- 2 評価チームは、ヒアリング時及びその後においては、事前に求めていた資料等が不十分な場合やヒアリング時に提出が困難な場合など、やむを得ない場合に限りヒアリング終了後1週間以内に提出させ、それ以外に新たな資料等の追加提出依頼を行わないものとします。
- 3 ヒアリングは、書面調査での不明な点等や書面調査段階での評価案について、主に大学等の意見等を聴取する場であるので、それ以外の事項についての言及は避けるものとします。  
また、書面調査段階の評価案であることから、ヒアリングを踏まえて、判断結果が変更になることがある旨を伝え、その場では新たな判断結果は示さないこととします。

## 第4章 評価結果原案の作成

本章は、評価チームが行う評価結果原案の作成方法について記載したものであり、「評価結果原案の構成」、「評価結果の記述」及び「評価結果原案の取扱い」から構成されています。

### 評価結果原案の構成

- 1 評価チームは、書面調査段階での評価案をヒアリングで得られた知見によって、修正又は加筆して、評価結果原案を作成します。また、評価チームが作成する評価結果原案の構成は、次のとおりとします。
  - (1) 「対象機関の概要」
  - (2) 「目的」
  - (3) 「目標」
  - (4) 「対象となる活動及び目標の分類整理表」
  - (5) 「評価結果」
    - ・活動の分類ごとの評価結果
    - ・評価項目ごとの評価結果
  - (6) 「特記事項」
- 2 「対象機関の概要」、「目的」、「目標」、「対象となる活動及び目標の分類整理表」及び「特記事項」については、原則として各大学等から提出のあった自己評価書から該当部分を原文のまま転載します。
- 3 「評価結果」の記述方法は、後記 によることとします。

### 評価結果の記述

#### 1 活動の分類ごとの評価結果

評価チームは、活動の分類単位の評価結果を、「書面調査」及び「ヒアリング」を経て検討・整理した評価案に基づき、各活動の分類について、評価項目ごとに観点ごとの活動の状況・判断をA4版5ページ以内(10,000字以内)で記述します。

#### 2 評価項目ごとの評価結果

評価チームは、主として前記1の「活動の分類ごとの評価結果」を基に、「評価項目ごとの評価結果」をA4版2ページ以内(4,000字以内)で記述します。

評価項目ごとの評価結果の記述構成は、次のとおりとします。

- (1) 評価項目ごとの評価結果は、「目標の達成への貢献の状況」又は「目標で意図した実績や効果の状況」及び「特に優れた点及び改善を要する点等」の2項目で構成します。
- (2) 「目標の達成への貢献の状況」又は「目標で意図した実績や効果の状況」は、第2章の「2 活動の分類単位の自己評価結果の分析」の(2)及び(3)に基づき、当該活動等の状況及びその判断結果を示しつつ記述するとともに、第2章の「3 評価項目単位の自己評価結果の判断」の(1)で判断した水準を記述します。
- (3) 「特に優れた点及び改善を要する点等」は、第2章の「3 評価項目単位の自己評価結果の判断」の(2)で判断した結果を、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点ごとに、根拠を示しつつ記述します。

#### 評価項目ごとの評価結果の記述の構成

評価項目の評価結果の記述は、次の(1)及び(2)で示す「目標の達成への貢献の状況」又は「目標で意図した実績や効果の状況」と「特に優れた点及び改善を要する点等」の2項目で構成します。

##### (1)【目標の達成への貢献の状況】

「実施体制」及び「活動の内容及び方法」の項目では活動等が目標の達成にどの程度貢献しているかについて、活動の分類単位の自己評価結果の分析を基に、当該活動等の状況と根拠・理由を示す形で記述します。また、当該評価を踏まえて、評価項目全体の水準を「水準の記述方法」に基づき記述します。

##### 【目標で意図した実績や効果の状況】

「活動の実績及び効果」の項目では、目標で意図した実績や効果がどの程度挙がっているかについて、活動の分類単位の自己評価結果の分析を基に、実績や効果の状況と根拠・理由を示す形で記述します。また、当該評価を踏まえて、評価項目全体の水準を「水準の記述方法」に基づき記述します。

##### (2)【特に優れた点及び改善を要する点等】

(1)での評価結果の中から、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等を取り上げて、根拠・理由を示しつつ記述します。

## 評価結果原案の取扱い

- 1 評価チームが作成する評価結果原案は、専門委員会の審議を経て評価結果原案として確定され、「大学評価・学位授与機構が行う評価の概要」を加えた上で、大学評価委員会に評価報告書原案として提出されます。
- 2 最終的な評価報告書は、「大学評価・学位授与機構が行う評価の概要」、「対象機関の概要」、「目的」、「目標」、「対象となる活動及び目標の分類整理表」、「評価結果」、「意見の申立て」及び「特記事項」によって構成され、大学等及び設置者へ通知し、社会へ公表します。(資料5「評価報告書イメージ」(p.37)参照。)



平成 14 年度着手の評価対象大学等一覧  
(国際的な連携及び交流活動)

## 1. 国立大学

(短期大学部を除く)

機 関 名	機関コード	機 関 名	機関コード	機 関 名	機関コード
北海道大学	U00001	新潟大学	U0035	島根大学	U0060
北海道教育大学	U00002	長岡技術科学大学	U0084	島根医科大学	U0083
室蘭工業大学	U00003	上越教育大学	U0089	岡山大学	U0061
小樽商科大学	U00004	富山大学	U0036	広島大学	U0062
帯広畜産大学	U00005	富山医科薬科大学	U0082	山口大学	U0063
旭川医科大学	U00006	金沢大学	U0037	徳島大学	U0064
北見工業大学	U00007	福井大学	U0038	鳴門教育大学	U0095
弘前大学	U00008	福井医科大学	U0090	香川大学	U0065
岩手大学	U00009	山梨大学	U0039	香川医科大学	U0093
東北大学	U0010	信州大学	U0040	愛媛大学	U0066
宮城教育大学	U0011	岐阜大学	U0041	高知大学	U0067
秋田大学	U0012	静岡大学	U0042	高知医科大学	U0086
山形大学	U0013	浜松医科大学	U0079	福岡教育大学	U0068
福島大学	U0014	名古屋大学	U0043	九州大学	U0069
茨城大学	U0015	愛知教育大学	U0044	九州芸術工科大学	U0070
筑波大学	U0016	名古屋工業大学	U0045	九州工業大学	U0071
宇都宮大学	U0017	豊橋技術科学大学	U0085	佐賀大学	U0072
群馬大学	U0018	三重大学	U0046	佐賀医科大学	U0087
埼玉大学	U0019	滋賀大学	U0047	長崎大学	U0073
千葉大学	U0020	滋賀医科大学	U0080	熊本大学	U0074
東京大学	U0021	京都大学	U0048	大分大学	U0075
東京医科歯科大学	U0022	京都教育大学	U0049	大分医科大学	U0088
東京外国語大学	U0023	京都工芸繊維大学	U0050	宮崎大学	U0076
東京学芸大学	U0024	大阪大学	U0051	宮崎医科大学	U0081
東京農工大学	U0025	大阪外国語大学	U0052	鹿児島大学	U0077
東京芸術大学	U0026	大阪教育大学	U0053	鹿屋体育大学	U0096
東京工業大学	U0028	兵庫教育大学	U0092	琉球大学	U0078
東京商船大学	U0029	神戸大学	U0054	北陸先端科学技術大学院大学	U0098
東京水産大学	U0030	神戸商船大学	U0055	奈良先端科学技術大学院大学	U0099
お茶の水女子大学	U0031	奈良教育大学	U0056	総合研究大学院大学	U0097
電気通信大学	U0032	奈良女子大学	U0057	政策研究大学院大学	U0100
一橋大学	U0033	和歌山大学	U0058		
横浜国立大学	U0034	鳥取大学	U0059		

## 2. 大学共同利用機関

## 3. 公立大学 (短期大学部を除く)

機 関 名	機関コード	機 関 名	機関コード
国文学研究資料館	I00001	東京都立科学技術大学	U1035
国立極地研究所	I00002	愛知県立大学	U1011
宇宙科学研究所	I00003	名古屋市立大学	U1013
国立遺伝学研究所	I00004	大阪市立大学	U1018
統計数理研究所	I00005		
国際日本文化研究センター	I00006		
国立天文台	I00007		
核融合科学研究所	I00008		
岡崎国立共同研究機構	I00009		
高エネルギー加速器研究機構	I00010		
国立情報学研究所	I00011		
国立民族学博物館	I00012		
国立歴史民俗博物館	I00013		
メディア教育開発センター	I00014		



平成14年度に着手する全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」  
実施に係るスケジュール

14年度

	大学評価・学位授与機構	対象大学等
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学評価委員会</div> 大学等へ自己評価実施要項等通知	
1月	説明会	説明会
2月		(大学等における) 自己評価
3月		

15年度

4月		← 目的及び目標に関する事前調査回答期限
5月		(大学等における) 自己評価
6月	調査結果の大学等へのフィードバック	
7月		← 大学等からの自己評価書等の提出期限
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価チーム</div> 書面調査	
9月		
10月	(大学等へヒアリング確認事項及び) 書面調査段階での評価案の送付	
11月	ヒアリング	(ヒアリング確認事項への回答及び書面調査段 階での評価案に対する意見)
12月	評価結果原案作成	
1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学評価委員会</div> 大学等へ評価結果通知	
2月		← 大学等からの意見の申立て
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学評価委員会</div> 評価結果公表	



## 自己の関係する大学等の取扱い

平成 13 年 2 月 28 日  
大学評価・学位授与機構  
大学評価委員会申合せ

大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程第 6 条第 4 項（同条第 5 項において準用される場合を含む。）に規定する議事の議決に加わることができない自己の関係する大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）とは、評価対象大学等との間に下記の関係がある場合を指すものとする。

なお、専門委員会及び分科会に属する委員，専門委員及び評価員にあつては，自己の関係する大学等の調査に加わることができないものとする。

## 記

- (1) 専任又は併任として在職（就任予定を含む。）している場合
- (2) 過去 3 年以内に専任又は併任として在職していた場合
- (3) 非常勤講師又は客員教員として在職し，学生の成績判定に関与している場合  
（教育活動に関する評価に限る。）
- (4) 運営諮問会議委員，評議員，運営協議会の職に就いている場合
- (5) 上記に準ずるものとして大学評価委員会が決定した場合



評価に関する文書・情報の取扱いについて

平成14年6月19日  
大学評価委員会申合せ

大学評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることなどから、評価に関して保有する情報は、可能な限り適切な方法により大学等や社会に提供する必要がある。

この点については要綱等にも明記しているところであるが、他方、これらの中には、公にすることにより大学評価事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなど、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（「情報公開法」）上も「不開示情報」となりうる情報もあることから、それらの取扱いについては十分留意する必要がある。

したがって、評価の実施に当たって、評価担当者（大学評価委員会委員，専門委員，評価員）が共通認識のもとで公正，適切かつ円滑にその職務を遂行するため，評価担当者が評価に関する文書・情報を取扱う上で，留意すべき事項を以下のとおりまとめる。

機構から提供される評価に関する資料・情報（大学等から提供されたものを含む。）については，機構において公表しているものを除き，機構の許可なしに評価の目的以外に使用したり，評価担当者以外に提供したりしないこと。

特に，評価に係る個人に関する情報については，その取扱いには十分留意すること。







大学評価関係法令等

〔国立学校設置法（抄）〕

第三章の五 大学評価・学位授与機構

第九條の四 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う。一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

（略）

二 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。前項第一号の評価の実施の手續その他同号の評価に関し必要な事項は、文部省令で定める。

〔国立学校設置法施行規則（抄）〕

（評価の区分）

第五十二條の二 国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

一 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二 大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価

（評価の実施の手續）

第五十二條の三 大学評価・学位授与機構は、前条の評価については、大学等の設置者の要請をまつて行うものとする。

（評価の実施の方法）

第五十二條の四 大学評価・学位授与機構は、大学等が自ら行う評価の結果について分析し、及び大学等における教育研究活動等の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等の評価を行うものとする。

（意見の申立）

第五十二條の五 大学評価・学位授与機構は、大学等の評価の結果について報告書を作成するに当たっては、あらかじめその内容等について当該大学等に意見の申立の機会を付与するものとする。

（大学等の評価に関する委任）

第五十二條の六 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価に関し必要な事項については、大学評価・学位授与機構の長が定める。

附則

六 大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価を行わないものとする。

〔大学評価・学位授与機構組織運営規則（抄）〕

（大学評価委員会）

第六條の二 機構は大学評価委員会を置く。

二 大学評価委員会は機構長の定めるところにより、機構長が行う大学等の評価について審議を行う。

三 機構長は、機構長が行う大学等の評価に関し必要な事項を定めるについては、大学評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

四 大学評価委員会は、委員三十人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。

五 大学評価委員会に、機構長が行う大学等の評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置くとともに、大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況に関し調査するため、評価員を置く。

六 専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

七 委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。

八 委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

〔大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程〕

（目的）

第一條 この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成三年文部省令第三十八号）第六條の二第八項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 委員、専門委員及び評価員の任期は二年とし、それぞれの欠員が生じた場合の補欠の委員、専門委員及び評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

三 委員は、二期を限度として、再任することができる。ただし、再任できる委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

四 専門委員及び評価員は、原則として再任することはできない。

（委員長及び副委員長）

第三條 大学評価委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。

四 委員長は、大学評価委員会の会務を総理する。

五 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

六 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

七 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

八 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

九 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

十 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

十一 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

十二 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

十三 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

十四 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

十五 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

十六 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

十七 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

十八 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

十九 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

二十 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

二十一 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

二十二 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

二十三 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

二十四 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。

二十五 委員長及び副委員長は、原則として再任することはいずれもできない。



## (1) 大学評価委員会委員名簿

青 山 佳 世	フリーアナウンサー
青 山 善 充	成蹊大学教授
阿 部 謹 也	前共立女子大学長
磯 部 力	東京都立大学教授
内 永 ゆか子	日本アイ・ピー・エム(株)常務取締役
岡 澤 憲 芙	早稲田大学教授
小野田 武	日本大学教授
加 藤 祐 三	横浜市立大学名誉教授
岸 輝 雄	独立行政法人 物質・材料研究機構理事長
後 藤 祥 子	日本女子大学長
小 林 誠	高エネルギー加速器研究機構教授
佐 藤 美 穂	東京都立九段高等学校長
サトル M. シェパード	日米教育委員会事務局長
清 水 雅 彦	慶應義塾常任理事
杉 山 武 彦	一橋大学副学長
鈴 木 昭 憲	秋田県立大学長
鈴 木 清 江	(株)三越池袋店営業第一部ゼネラルマネージャー
鈴 木 賢次郎	東京大学教授
舘 昭	大学評価・学位授与機構教授
田 中 成 明	京都大学教授
徳 田 昌 則	大学評価・学位授与機構教授
外 村 彰	(株)日立製作所フェロー
中 島 尚 正	放送大学教授
西 野 瑞 穂	徳島大学教授
蓮 見 音 彦	和洋女子大学人文学部長
ハンス=ユーゲン マルクス	南山大学長
本 庶 佑	京都大学教授
山野井 昭 雄	味の素(株)技術特別顧問
山 本 恒 夫	大学評価・学位授与機構教授
吉 田 泰 輔	(学)国立音楽大学理事長

は委員長, は副委員長



## ( 2 ) 国際的な連携及び交流活動に関する専門委員会委員名簿

阿部 美哉	國學院大學長
荒川 恒子	山梨大学教授
池上 久雄	(社)日本貿易会常務理事
石井 明	東京大学教授
伊藤 早苗	九州大学教授
岩井 洋	東京工業大学教授
印道 緑	北九州市立大学教授
海老名 誠	(株)みずほ総合研究所理事
大垣 貴志郎	京都外国語大学教授
大塚 雄作	大学評価・学位授与機構教授
岡田 修三	東京海上火災保険(株)経営企画部参与
勝方 信一	読売新聞社論説委員
切畑 光統	大阪府立大学副学長
小谷野 俊夫	静岡県立大学教授
櫻井 實	鈴鹿回生総合病院顧問
山本 M. シェルドン	日米教育委員会事務局長
柴崎 信三	日本経済新聞社論説委員
白幡 洋三郎	国際日本文化研究センター教授
谷口 吉弘	立命館大学教授
團野 廣一	(株)三菱総合研究所常勤顧問
古城 紀雄	大阪大学教授
松井 範惇	山口大学教授
水口 章	(財)中東調査会上席研究員
美馬 のゆり	公立はこだて未来大学教授
三好 皓一	国際協力事業団国際協力総合研修所国際協力専門員
八百 隆文	東北大学教授

は主査， は副主査